

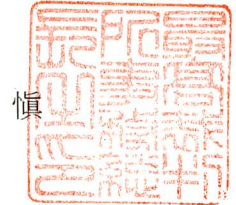
最高裁秘書第1818号

令和4年6月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

5月24日付け（同月27日受付、第040176号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

5月10日付け最高裁判所事務総局総務局参事官事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

(庶ろー15-B)

令和4年5月10日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 宇田川 公 輔

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

傍聴席の利用方法について、各庁において、公衆衛生学等の専門的知見に基づき整理した考え方（令和2年12月4日付け当職事務連絡等参照）を踏まえ、各地の実情に応じた対応をしていただいているものと承知しております。

今般、オミクロン株の特性やその感染状況、ワクチン接種の進展状況、社会経済活動を日常に戻していくという社会情勢の変化等を踏まえ、傍聴席の利用方法について、改めて、専門家の助言を得て、公衆衛生学等の専門的知見に基づき、従前の感染防止対策の考え方を変更し、別紙のとおり整理しました。

各庁においてどのような感染防止対策を講じるかは、地域の感染状況等の実情に即して各庁において検討し実施されるべきことですが、傍聴席の利用に関する裁判官の対応が同じ庁の中で異なることは感染防止対策を庁として実施している観点から相当でない面があることから、公衆衛生学等の専門的知見に基づく上記考え方を踏まえ、各庁において、傍聴席の利用方法の在り方について、裁判官同士での議論を行い、裁判部と事務局との間でも十分意見交換した上で庁としての統一的な方針を定め、必要な対応をしていただくようお願いします。上記考え方を踏まえた対応を実施するに当たっては、事件進行にも影響し得ることから、弁護士会等の関係機関の理解を得ておくことが適当と考えられます。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

傍聴席の利用方法について

1 公衆衛生学等の専門的知見を踏まえた具体的な対応についての考え方

法廷における傍聴の場面は、傍聴人が同じ方向を向いて着席し発話をしないことが想定され、傍聴人に対するマスク着用の協力要請を前提とすると、感染リスクの低い場面であり、これまでの専門的知見の蓄積等から一層感染リスクが低いことが確認され、オミクロン株（BA.2系統やXE等の亜種を含む。）の特性（重症化リスクが低いなど）やその感染状況、ワクチン接種の進展状況、国全体として社会経済活動を日常に戻していくという社会情勢の変化等を総合考慮すると、現時点で、全席利用とすることが考えられる。

もっとも、全席利用とした上で、協力要請にもかかわらず、マスクを着用しない者が傍聴している場合（このような者が多数いる場合も含む。）、マスク非着用者が、会話をしている状況や、継続的に咳・くしゃみをしている状況は、感染リスクが高まることから、感染防止対策上、これを避ける必要があり、このような傍聴人を在廷させないようにするための対策をとる必要がある。

これらの専門的知見に沿う具体的な対応としては、次のとおり考えられる。

【対応】

マスク着用の協力要請（※1）を確実に言い、傍聴席について、1席空けをしないで、全席利用とする。

傍聴人（傍聴希望者）に対する周知・注意（※2）を行った上で、マスク着用の協力要請に応じないマスク非着用者が、意図的な発言（※3）をした場合や、継続的に咳・くしゃみをしている場合に、退出を促すなど、このような者を法廷に在廷させないようにするための方策（※4・5）を講じる。

※1 マスク着用の協力要請

法廷においてマスクを着用してもらえよう、法廷前や法廷内、ウェブサイト等にマスク着用の協力依頼を掲示するほか、法廷において、開廷前は書記官から、開廷後は裁判官から、マスク非着用者に対してマスク着用依頼を行うことが重要である。

※2 傍聴人（傍聴希望者）に対する周知・注意

傍聴人（傍聴希望者）に対してあらかじめ周知・注意をすることが効果的であることから、ウェブサイト、法廷内やその入口等で、次のような掲示をしておくことが考えられる。

「・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、不織布マスクの着用をお願いします。

・傍聴席において、マスク着用の有無にかかわらず発言をし、又は、マスクを着用しないで継続的に咳・くしゃみをし、審理の妨げになるときは、裁判官の判断により退廷していただく場合がありますので、あらかじめ承知おきください。」

また、裁判長（官）が、手続の冒頭で、マスク非着用の傍聴人に対し、マスク着用の協力要請をするとともに、上記同様、マスク着用の有無にかかわらず発言した場合や、マスクを着用しないで咳やくしゃみが続く場合には、退廷していただく場合がある旨の注意をしておくことが考えられる。

※3 意図的な発言

意図的な発言とは、例えば、同伴者と会話をしたような場合で、通常であれば、発言しないでくださいと注意をするにとどまるもの（咄嗟に隣の同伴者と小さい声で話したようなものは含まれない想定）が考えられる。1名が意図的な発言をし、その余の者も同調した場合には、発言者のみならず他の者についても退出を促すことや退廷命令を発することが考えられる。

※4 発言等をするマスク非着用者が、法廷に在廷しないようにするための方策

マスク着用、非着用を問わず傍聴人が発言をした場合には、もともと開廷中の傍聴人の発言が禁止されており、当該発言の態様等の具体的な事情に応じ、裁判長（官）が、当該傍聴人に対して発言の禁止を求めることや、退出の促し、退廷命令の発令等の方策を検討することが考えられる。

マスク非着用の傍聴人が継続的に咳・くしゃみをしている場合には、その具体的事情に応じ、再度、感染防止対策としてマスク着用の協力要請をすることが考えられるが、これに応じず咳・くしゃみを続けている場合には、当該状態が審理の妨げになり得ることから、咳・くしゃみが出なくなるまで任意の退出を促すことや任意に退出しない場合に退廷命令を発令することなどが考えられる。

※5 法廷におけるマスク着用者への対応

法廷におけるマスク着用者から、マスク非着用者がいると、感染してしまう不安がある、なぜマスク非着用者を退場させないのかなどと問われた場合は、例えば、裁判長（官）から、「マスクを着用していただくよう協力要請はしたが、マスクを着用いただけなかった。法廷等で掲示しているとおり、専門的知見に基づく感染防止対策として、マスク非着用者が、会話をした場合や継続的に咳・くしゃみをしている場合にはそのような者が在廷しないようにするための方策を講じることになるので、御理解いただきたい。」などと説明することが考えられる。

2 感染が再拡大した場合の取扱い

傍聴席について全席利用の取扱いにした後、新たに重症化リスクの高い変異株の感染が拡大した場合や各地域が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置や緊急事態措置の対象地域とされた場合には、社会情勢等を踏まえ、1席空けの従前の取扱いに戻すことが考えられる。